



群司発 第 171号
令和4年8月10日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会長 櫻井 文雄 様

群馬司法書士会
会長 石橋 修



不動産登記申請時に添付する法人代表者の印鑑証明書について（お願い）

拝啓

平素は当会の活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、不動産登記申請時には添付書面（法務局提出書面）として、法人が登記義務者（売主等）となる場合に、その印鑑証明書が必要でしたが、法律改正により現在、法務局に印鑑証明書の提出を要しないこととなっております。

しかし、司法書士において、書類に押印された法人代表者の印影と、法務局に届出られた法人代表者の印影との照合を行う必要があります。これが異なる場合には登記申請が却下されるおそれがあるためです。

法律は改正されましたが、現在も不動産取引において、法人代表者の印鑑証明書の原本の提示や交付を司法書士に対して行っていただく取扱には何ら変更はございません。

つきましては、貴会会員に対し『不動産取引等の場面においては、法人代表者の印鑑証明書（発行から3か月以内・原本）の提示若しくは交付を今までどおり行っていただく必要があること。』この点を、ご周知くださいますようお願い致します。

敬具